

令和8年度		仕 様 書 (三重県防災行政無線運営協議会)
履行場所	三重県伊賀市伊勢路字青山地内 ほか3箇所	
業務名称	令和8年度第3号 三重県防災行政無線設備定期検査業務委託	
履行期間	契約の日から令和08年12月25日まで	
業務の概要		
無線局定期検査 4局		

設計内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
直接費								
労務費								
直接人件費				式	1.00			第0001号明細表
労務費計				式	1.00			
直接経費								
機械経費				式	1.00			第0002号明細表
旅費交通費				式	1.00			
安全費				式	1.00			
直接経費計				式	1.00			
技術管理費				式	1.00			
直接費計				式	1.00			
諸経費				式	1.00			
業務価格				式	1.00			
消費税相当額				式	1.00			
業務費				式	1.00			

第0001号 明細表		直接人件費		1式	
				(上段 : 前回)	(下段 : 今回)
名称	規格	単位	数量	単価	金額
摘要					
直接人件費					
点検技術者		人			
直接人件費計		式	1		

第 0002号 明細表		機械経費		1式	
				(上段 : 前回)	(下段 : 今回)
名称	規格	単位	数量	単価	金額
摘要					
機械経費					
測定器損料		式	1		
計			1		

特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は三重県防災行政無線運営協議会（以下「発注者」という。）が実施する、三重県防災行政無線設備定期検査業務委託に適用する。

2 履行場所

三重県伊賀市伊勢路字青山 地内 ほか3箇所（別紙1参照）

3 履行期間

契約の日から令和8年12月25日まで

4 業務内容

(1) 定期点検

別紙1の「無線局一覧表」の無線局について、定期検査（電波法第73条第1項の検査に対する第4項の点検）を実施するものとする。

(2) 登録検査等事業者

定期検査は、電波法24条の2第1項の登録を受けた登録検査等事業者（「点検の事業のみを行う者」を含む）が行うものとする。

(3) 報告書

電波法第73条第4項に基づく点検結果通知書を作成するものとする。

5 関係法規等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、本特記仕様書に定めるもののほか、電波法及び関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行するものとする。

6 関係者との連絡調整

N T T無線中継所への立ち入りは、N T Tの許可を得たうえで、指示に従い立ち入るものとする。

立ち入りに伴い必要となる手続き、費用については本業務に含むものとする。

7 提出書類

受注者は、以下の提出書類等を作成し、遅延なく発注者に提出するものとする。

(1) 工程表 1部

業務実施の2週間前までに、箇所、日時等を記載した工程表を提出するものとする。

(2) 報告書 2部

点検結果通知書を取りまとめ東海総合通信局へ提出する点検実施報告書として提出するものとする。

8 施工管理

- (1) 業務実施上、運用停止等が必要不可避となる場合は、各設備の停止範囲、停止日時、停止手順等について事前に発注者と協議のうえ、発注者の承認を得るものとする。
- (2) 発注者は、気象状況や災害発生等により、業務の中止・変更を指示することができる。
この場合、発注者の責による場合を除き、受注者は中止・変更に伴い発生した費用等、一切の負担を発注者に求めることはできない。
- (3) 受注者は、業務中に装置の不具合を発見したときは、延滞なく発注者に報告するものとする。
- (4) 受注者は、業務中に発注者の設備に損傷を与えたときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修復するものとする。
- (5) 受注者は、他の保守点検および関連工事を行う者と綿密な連絡調整のうえ、連携して業務を行うものとする。
- (6) 受注者の行う業務は、原則、発注者の勤務日及び勤務時間内に実施するものとする。※発注者の指示がある場合、事前に承諾を得た場合を除く。

9 その他

- (1) 本契約について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が双方協議の上決定するものとする。
- (2) 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について
 - ア 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ アにより三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。
 - ウ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

別紙1 無線局一覧表

無線局名	無線局の種別	免許番号	装置種別	装置	電波型式	周波数	空中線電力	製造番号	通信の相手方	場所	定期検査を実施する時期
ぼうさいあおやま	固定局	海第81002号	多重	第1装置	19M0D7W	7665MHz	40mW	1042-1	防災長谷山	三重県伊賀市伊勢路字青山 1356-1 NTT青山無線中継所内	令和8年12月
				第2装置	19M0D7W	7665MHz	40mW	1042-2	防災長谷山		
				第3装置	9M50G7W	7600MHz	63mW	191-1	防災伊賀庁舎		
				第4装置	9M50G7W	7600MHz	63mW	191-2	防災伊賀庁舎		
				第5装置	9M50G7W	7610MHz	63mW	1090-1	防災伊賀		
				第6装置	9M50G7W	7610MHz	63mW	1090-2	防災伊賀		
				第7装置	9M50G7W	7600MHz	50mW	1091-1	防災名張		
				第8装置	9M50G7W	7600MHz	50mW	1091-2	防災名張		
ぼうさいつちようしゃ	固定局	海第81009号	多重	第1装置	9M50G7W	7600MHz	50mW	132-1	防災長谷山	三重県津市桜橋 3-446 三重県津庁舎内	令和8年12月
				第2装置	9M50G7W	7600MHz	50mW	132-2	防災長谷山		
ぼうさいいがちようしゃ	固定局	海第81010号	多重	第1装置	9M50G7W	7440MHz	63mW	126-1	防災青山	三重県伊賀市四十九町 2802 三重県伊賀庁舎内	令和8年12月
				第2装置	9M50G7W	7440MHz	63mW	126-2	防災青山		
みえぼうたいちゅうせいきよてん	基地局	海基第2194112号	単一	第1装置	F3E	158.35MHz	10W	81001519	他の防災関係機関	三重県鈴鹿市石薬師町 452 三重県消防学校構内	令和8年12月
				第2装置	F3E	466.775MHz	10W	53001072	他の防災関係機関		